

【令和8年度あまっ子ステップ・アップ調査事業委託業務公募型プロポーザル】質問に対する回答

番号	項目	質問内容	回答	備考
1	仕様書6(1)	「10月頃まで」という表記は、「標準的な進度を指す目安であり、より精緻な測定のために、業者選定後の仕様確定の場にて、範囲を微調整することは可能である」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 仕様書に記載の「10月頃まで」は標準的な進度を想定した目安ですので、業者選定後の仕様確定の協議において、より精緻な範囲やスケジュールの微調整は可能です。	令和8年2月24日回答
2	仕様書8(2)	(2)個人票(オ)の「生活実態調査の結果について、特に学力との相関が強い設問に対する回答結果を表記すること。また、質問別の回答構成比を数値及びグラフで表記すること。」について同様の文言が「イ学校資料」にもございます。こちらの詳細な内容について業者決定後に調整・相談させていただくことが可能であるかご教示ください。	ご認識のとおり、詳細な内容については業者決定後に調整・協議いただくことが可能です。 具体的な設問の抽出方法や表記方法(数値・グラフの形式等)につきましては、仕様確定の協議の中でご相談のうえ整理させていただきます。	令和8年2月24日回答
3	仕様書 8(7)	事業の引継ぎについて、「学力調査の基準と照合し、換算表に表す等により引き継ぎを行い、個人票及び全体集計に反映させる」とありますが、尼崎市のサイトにあるA～D層の4層を含めた引継ぎを想定されておりますでしょうか。	特定の4層(A～D層)に限定した引継ぎを前提としているものではありません。 引継ぎの考え方につきましては、仕様書に記載のとおり、項目反応理論(Item Response Theory)等に基づき、正答率のみならず、問題の難易度や教科学力との相関等を踏まえ、受験者の能力を適切に反映できる形で整理・反映することを想定しております。 したがって、具体的な方法については仕様書の趣旨に沿ってご提案・協議させていただきますものとなります。	令和8年2月24日回答
4	仕様書8(7)	円滑な事業の引継ぎによる事業の継続性担保のために、既存事業者へ事前の連絡及び作業に係る見積請求是必須と考えていますが、その認識で合いますでしょうか。	円滑な事業の引継ぎによる継続性の確保は重要であると考えておりますが、本業務はあくまで本事業の予算の範囲内で実施していただくものとなります。 既存事業者との連絡や必要な調整、見積り取得等につきましては、受託者の責任において適切に対応していただくことを想定しており、当方が業者間の具体的な連絡・交渉に立ち入ることは予定しておりません。	令和8年2月24日回答
5	仕様書9(3)	当該データベースは仕様記載の問題改善や、販促物のための基礎資料として利用することと合わせて、採点業務や採点サービスの改善に利用することは差支えないでしょうか。	ご質問の利用目的につきましては、仕様に記載する問題改善や販促物作成のための基礎資料としての活用に加え、採点業務や採点サービスの改善に利用することも差し支えありません。 ただし、利用にあたっては、関係法令および契約条件を遵守し、個人情報の適切な管理を徹底していただくことを前提とします。	令和8年2月24日回答
6	仕様書(10)	「納品及び回収等は(略)指定する日に行うこと」とありますが、解答用紙回収についても指定日に全校一斉集荷で対応するという理解でよろしいでしょうか。(全校一斉集荷＝「実施後に随時各校から集荷業者へ依頼するのではなく、弊社にて同日集荷手配を取る流れ」)	ご理解のとおりです。 解答用紙の回収につきましても、指定日に全校一斉集荷で対応する想定としております。したがって、各校から随時依頼する方式ではなく、受託者において同日集荷の手配を行っていただく流れを想定しております。	令和8年2月24日回答
7	仕様書(10)	「問題用紙等の納品及び回収等は、本市が指定する日(平日)に行うこと」とありますが、問題用紙等の納品日、回収日はいつ頃とお考えでしょうか。また、各学校への結果資料(紙)の納品はいつ頃とお考えでしょうか。	問題用紙等の納品日につきましては、各校における実施準備期間を確保する必要があることから、原則として実施日の2週間前までに納品していただくことを想定しております。 回収日につきましては、当日実施できなかった学校の予備日を考慮し、原則として実施日から1週間後を想定しております。 また、各学校への結果資料(紙)の納品時期につきましては、採点・集計等のスケジュールを踏まえ、本市と協議のうえ決定いたしますが、速やかな提供を前提としております。	令和8年2月24日回答
8	仕様書 12(2)	個人帳票や、過年度比較に必要なQRシールの再発行に係る費用については、受託後に別途尼崎市様と協議させていただき認識で間違いはないでしょうか。	ご認識のとおりです。 個人帳票および過年度比較に必要なQRシールの再発行に係る費用につきましては、受託後に必要な内容や数量等を整理のうえ、本市と協議させていただくことを想定しております。	令和8年2月24日回答
9	実施要領 8	提案書作成時及びの指標として、評価基準ごとの配点や価格点の算出方法を事前に公開いただくことは可能でしょうか。	申し訳ございませんが、評価基準ごとの配点や価格点の算出方法については、事前に公開することはできません。 評価の詳細は、公正な審査を確保するため非公開とさせていただきます。	令和8年2月24日回答